

1. 愛知県広域緑地計画の背景と目的

1.1 計画改訂の背景

本県では、平成6年の都市緑地保全法（現在の都市緑地法）の改正により、広域的な観点から緑とオープンスペースの確保水準、配置計画、都市緑化の計画等を明らかにした「愛知県広域緑地計画」を平成11年に策定した後、目標年次としていた2011年（平成23年）に最初の改訂を行い、2020年度を目標年次とした新たな広域緑地計画を策定しました。

その後、この計画に基づいた緑の施策を実施してきましたが、目標年次がきたことと、下記の4つの背景により、広域緑地計画を改訂することが必要となったため、2030年度を目標年次とした新しい広域緑地計画を策定するものです。

【計画改定の背景】

① 社会情勢の変化や緑の変遷への対応

少子高齢化と人口減少、国民の環境問題等への関心の高まりなど、我が国の社会情勢は大きく変化しており、都市の緑を取り巻く状況は、依然として緑被は減少しているとともに、ニーズの多様化、財政難、人材不足、維持管理費の増大などにより、とても厳しいものとなっています。このため、社会情勢の変化や緑の変遷状況などを踏まえた計画づくりが必要となってきています。

② 新たなステージに向けた緑とオープンスペース施策への対応

平成28年5月に国土交通省が設置した検討会において、これからの緑とオープンスペースの政策は『新たなステージ』へ移行すべきであり、緑とオープンスペースの多機能性の再認識と、都市の特性に応じた緑とオープンスペースのポテンシャルの発揮が必要であることが提言され、新たな時代に即した観点での取組が求められ始めています。

③ 都市緑地法等の法改正による新たな制度への対応

前回計画が平成23年度に策定されて以来、都市緑地法、都市公園法等の改正が行われており、民間活力を最大限に活かして、緑地の整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する方向性が示されています。これらの法改正に伴い新たな制度が創設されており、この制度に対応した緑の施策展開が必要となってきています。

④ 生物多様性の保全への対応

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催されたことを契機に、生物多様性の損失を止めるための取組を進めてきていますが、継続的に取組が必要であるため、引き続き効果的な対応が求められています。

1.2 計画の目的

「愛知県広域緑地計画」（以下、「本計画」とします。）は、愛知県（以下、「本県」とします。）の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、一の市町村の区域を越えた広域的観点から、県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、県内の市町村ごとに策定される「緑の基本計画」の指針となることを目的とします。

1.3 計画の期間・対象区域

今回の改訂では、計画の期間と対象区域を以下の通りとします。



図1 計画の対象区域

表1 県土および都市計画区域等の面積

県土面積	517,296 ha
都市計画区域面積	354,095 ha
準都市計画区域面積	252 ha

資料：県土面積：全国都道府県市区町村面積調（平成30年10月1時点）（国土交通省 国土地理院）
 ：都市計画区域、準都市計画区域面積：平成28年都市計画現況調査（平成28年3月31日現在）

※準都市計画区域は対象とするが、各種の現況整理はデータの都合上、都市計画区域を対象としている

1.4 広域的な緑地の配置図

計画の対象区域における広域的な緑地の配置図を示します。広域的な緑地の配置図は、2011年（平成23年）に改訂した愛知県広域緑地計画の中で示されている図を参照します。

今後も継続して、これらの県土の骨格を形成する緑地や広域的な緑の拠点等を保全し、活かしていく必要があります。

県土の骨格を形成する緑地

本県は三河山地や、尾張北東部、東部丘陵などの里山から、都市部を経て、伊勢湾、三河湾にいたる県土を有しています。また、三河山地などの大規模な樹林地は、都市環境の保全、土砂災害の抑制、景観形成などの多様な機能を持っています。そのため、これらの樹林地や里山と海をつなぐ大河川を『県土の骨格を形成する緑地』とします。

表2 県土の骨格を形成する緑地

大規模な樹林地	三河山地
里山	尾張北東部、東部丘陵、知多半島、渥美半島
大河川	木曾川、庄内川、矢作川、豊川

広域的な緑の拠点

都市環境や生物多様性を保全し、広域的な交流・賑わいの拠点、東海・東南海・南海地震等の災害時の避難場所や活動拠点、健康づくりの場となる国営公園、広域公園及び都市基幹公園等を『広域的な緑の拠点』とします。

表3 広域的な緑の拠点

国営公園	木曾三川公園
広域公園	愛・地球博記念公園など
都市基幹公園	光明寺公園などの都市基幹公園
その他の都市公園	潮見坂墓園などの10ha以上の都市公園

水と緑のネットワークを形成する緑地

県土の骨格を形成する緑地とそれにつながる中小河川や農地は、連続した樹林地や水辺の空間となっています。人々にとっても生物にとっても必要となるこれらの緑や水辺を『水と緑のネットワークを形成する緑地』とします。

表4 水と緑のネットワークを形成する緑地

里山ゾーン	三河山地、尾張北東部、東部丘陵、知多半島、渥美半島の里山
大河川のネットワーク	木曾川、庄内川、矢作川、豊川
農地	濃尾平野、西三河平野、東三河平野等の市街化調整区域の農地
主要な河川、市街地内の水と緑のネットワーク	大河川（木曾川、庄内川、矢作川、豊川）と主要な河川（日光川、新川、五条川、庄内川、矢田川、堀川、天白川、境川、逢妻川、逢妻女川、逢妻男川、乙川）などの河川周辺

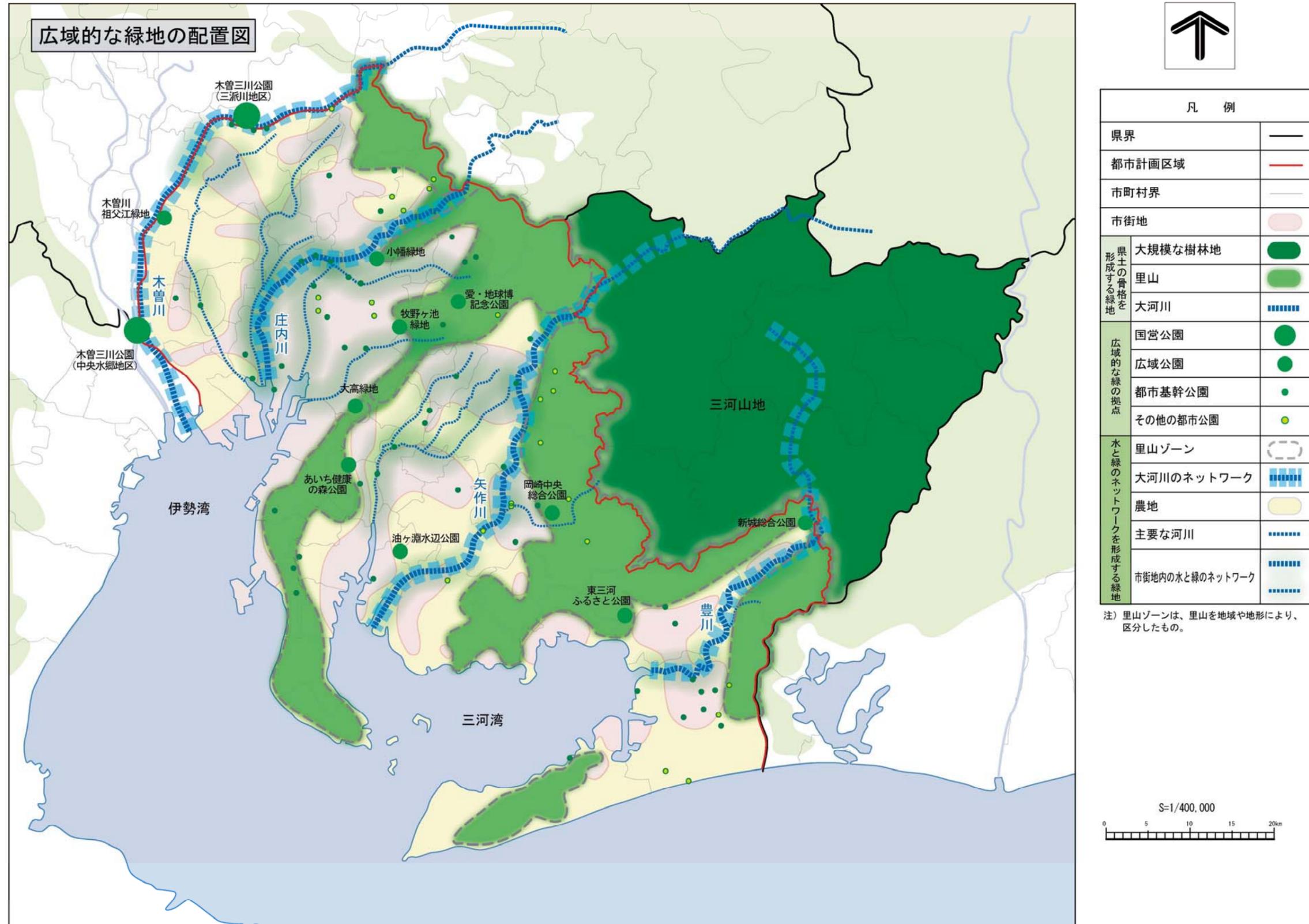


図2 広域的な緑地の配置図

1.5 計画の位置づけ

本計画は、都市の緑が有する多様な機能を発揮させ、都市の環境・社会・経済の持続可能性を高めていくため、緑に関わる法制度を踏まえながら、「緑の政策大綱」「社会資本整備重点計画」「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」などの関連する国の計画等の趣旨を反映しつつ、関連する本県の各種計画との整合、連携を図っていくものとします。

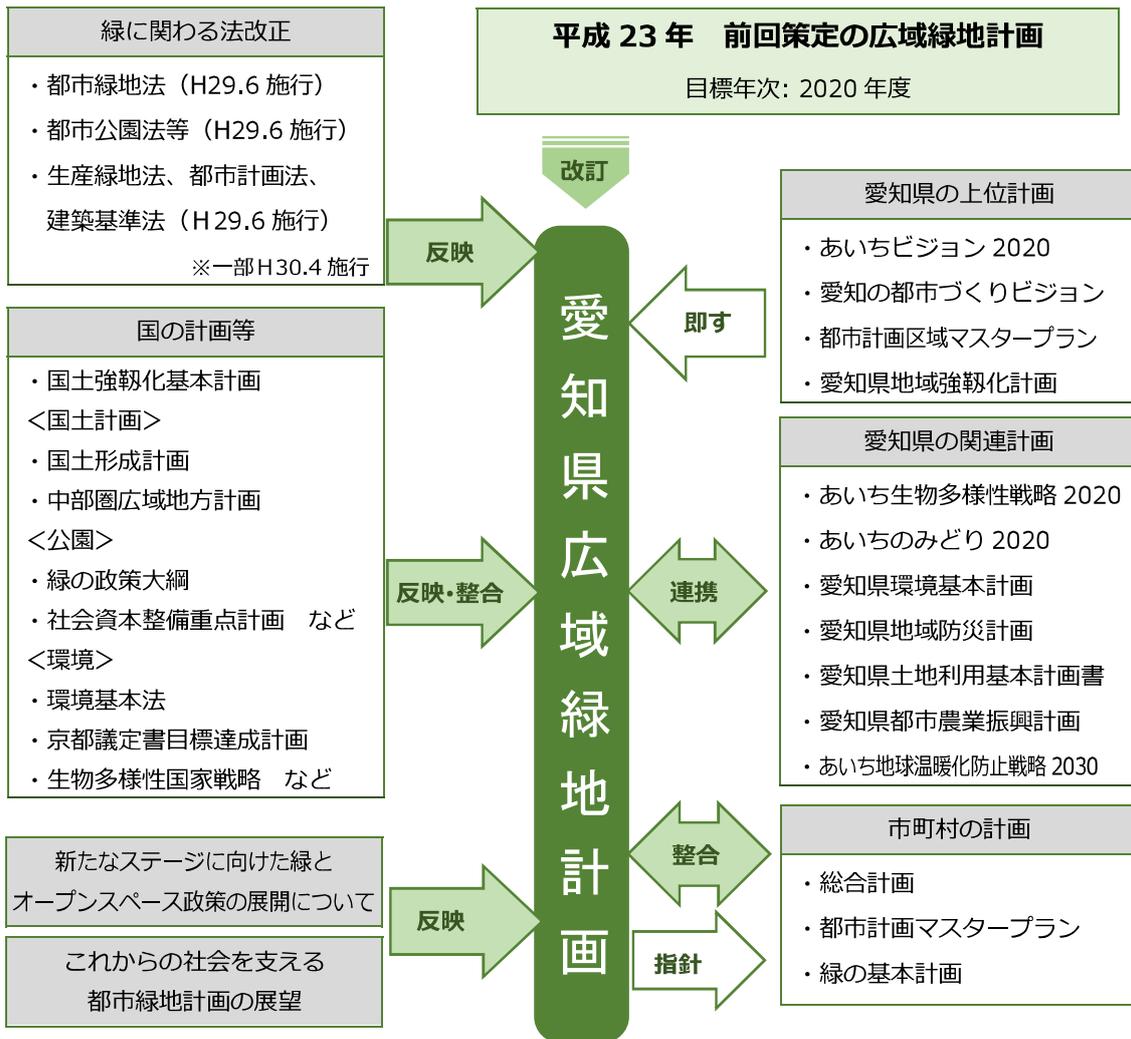


図3 愛知県広域緑地計画と法令、国・県の計画等との関係

1.6 本計画の構成

今回策定する愛知県広域緑地計画の策定の流れを以下に示します。

緑の変遷や社会情勢の変化等、本県の緑を取り巻く状況から、新たな時代に向けた本県の緑に関する課題を抽出・整理し、上位関連計画等の内容を踏まえて、これからの本県の緑づくりについての計画の理念及び基本方針を設定します。

設定した計画の理念や基本方針に基づき、その実現につながる施策の設定を行うものとします。また、本計画は緑の基本計画の指針となる計画であるため、市町村における取組の方向性を示します。

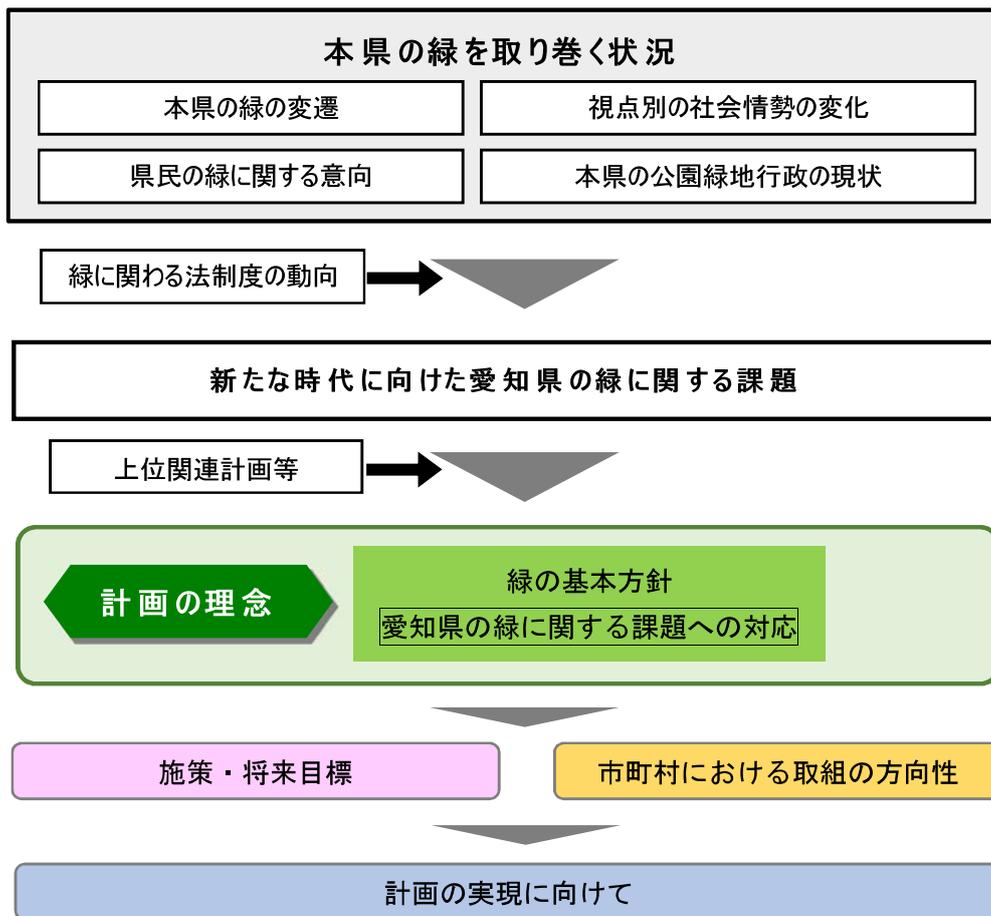


図4 愛知県広域緑地計画の構成